

鹿児島大学大学院医歯学総合研究科博士課程（課程博士）
学位論文審査基準

（審査体制）

1. 審査委員は、主査1名、副査4名で構成する。
2. 審査委員のうち、少なくとも主査及び副査2名は総合研究科の教授とする。
また、副査は他の大学院又は研究所等の教員等に委嘱することができる。
ただし、審査委員は、主指導教員及び学位論文の共著者を除く者から選出するものとする。
3. 予備審査委員が審査委員となることは可能である。

（評価項目）

1. 学位論文の学術的意義、新規性、論理性、倫理性の有無
2. 学位申請者の博士の学位を授与するに足る学識、識見の有無

（評価基準）

1. 国際学術雑誌に掲載されたもの（掲載予定を含む）であること又は定期的に刊行される学術誌に査読を経て掲載された論文を基に英文で作成されたテーシス形式のものであること。
2. 審査委員会からの博士論文等の審査及び最終試験（口答または筆答による）の結果の報告を受け、博士論文等審査及び最終試験結果の要旨並びに博士課程修了認定資料等に基づき、研究科教授会が学位論文及び最終試験の可否を決定する。
3. 上記の決定は、研究科教授会構成員の3分の2以上が出席し、出席構成員の3分の2以上の賛成がなければならない。

（関係規則）

1. 鹿児島大学大学院医歯学総合研究科規則
2. 鹿児島大学大学院医歯学総合研究科における学位論文公開審査に関する申合せ
3. 鹿児島大学大学院医歯学総合研究科学位の取扱いに関する申合せ
4. 鹿児島大学大学院医歯学総合研究科における学位論文（課程博士）の要件に関する申合せ